

令和8年度（2026年度）くまもと移住定住・U I Jターン就職支援センター（県外窓口）設置運営等業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的

本県においては、全国水準を上回る人口減少が見込まれており、その対策の柱の一つとして、県外からの移住定住の促進に重点的に取り組んでいる。

また、県内産業界においては、近年、人手・人材不足が喫緊の課題となっており、その対策の柱の一つとして、本県へのU I Jターン就職の促進を図っている。

そのような中、令和6年度からは、本県への就職を含めた移住をより一層効果的に促進していくため、移住定住支援とU I Jターン就職支援の相談窓口を発展的に統合し、ワンストップで相談対応を行う「くまもと移住定住・U I Jターン就職支援センター」（以下「移住・就職センター」という。）を開設した。

本業務は、東京都、大阪府及び福岡県において移住・就職センターの県外窓口を設置・運営し、熊本県への移住定住や就職を考えている者（以下「支援対象者」という。）への継続的な支援を行うことにより、熊本への人材流入を促進することを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

令和8年度（2026年度）くまもと移住定住・U I Jターン就職支援センター（県外窓口）設置運営等業務

（2）業務の内容

別紙「令和8年度（2026年度）くまもと移住定住・U I Jターン就職支援センター（県外窓口）設置運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

（4）委託金額の上限

42,649千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 選定スケジュール（予定）

令和8年（2026年）2月27日（金）	公募開始
令和8年（2026年）3月6日（金）	参加表明書提出期限
令和8年（2026年）3月6日（金）まで	質問書の受付期限
令和8年（2026年）3月18日（水）まで	企画提案書提出期限
令和8年（2026年）3月25日（水）	審査会実施（プレゼンテーション）
令和8年（2026年）3月下旬	審査結果の通知
令和8年（2026年）3月下旬	委託契約締結

4 お問合せ及び書類提出先

熊本県 企画振興部 地域振興・世界遺産推進局 地域振興課 担当：下山

住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL：096-333-2155

E-mail：simoyama-y@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託事業者の要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人による連合体（コンソーシアム）とする。

- (1) 有料（無料）職業紹介事業の許可（届出）事業者であること。
※ただし、職業紹介事業者ではない場合でも、職業紹介事業者である別の事業者とコンソーシアムを構成するなどして、当該事業者は広報業務など、職業紹介事業者でなくとも履行することができる業務にのみ従事する場合はこの限りではない。
- (2) 熊本県内に本店・支店又は営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 複数のコンソーシアムの構成員となつての参加や、コンソーシアムの構成員と単独での重複参加をしないこと。

6 参加表明書等の提出

参加を希望される方は、参加表明書等を下記期限までに提出すること。

(1) 参加表明書提出期限

令和8年（2026年）3月6日（金）午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、必ず発送後に連絡することとし、トラブル回避のため、特定記録又はレターパック等の記録の残る送達手法とすること。以下同じ。）

(3) 提出書類・提出部数

次の①～⑦の書類を1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 組織体制に関する書類
- ③ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ④ 定款の写し
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）
- ⑦ コンソーシアムの場合は、構成員ごとに上記の書類の他、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※令和8年（2026年）3月31日までの熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有する者については、②～⑥の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

7 質問の受付及び回答

業務内容や企画提案書の作成に関して質問がある場合は、電子メールで送信すること。

(1) 質問の受付

- ① 提出書類 質問書（様式2）
- ② 提出期限 令和8年（2026年）3月6日（金）午後3時まで
- ③ 提出方法 電子メール
- ④ 提出先 「4 お問合せ及び書類提出先」に同じ

(2) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、原則、個別に行うが、公表しないと審査の公平性が保てないと判断されるものについては、随時、県のホームページに掲載する。その際、質問者は公表しないものとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次の①～③の書類を7部（正本1部、副本6部）提出すること。

① 企画提案書（様式3）

※仕様書に沿った提案内容を記載すること。

なお、「9 受託事業者の選定方法等（2）審査基準」に記載する事項については、必ず記載すること。

② 参考見積書・経費内訳書（任意様式）

※委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等）及び一般管理費とする。なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

※一般管理費は、事業の実施に直接必要な経費の10パーセントまでを計上することができる。

③ 事業者の取組に関する申出書（様式4）及び取組を確認できる書類

※企画提案書等の提出書類は、A4版（縦横問わず）又はA3版（横のみ）で作成すること。

※参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）3月18日（水）午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
（提出期限の日は午後3時まで）

9 受託事業者の選定方法等

(1) 審査会

受託事業者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容について、次の日程で開催する審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については、後日連絡する。また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

実施日：令和8年（2026年）3月25日（水）予定

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
企画内容 (各5点)	実施内容は委託事業の目的に沿って立てられているか。	20点
	提案内容は、移住・就職センターの利用登録者の増加や、移住及びUIJターン就職希望者を掘り起こし、熊本への人材流入の促進を期待できる取組みが盛り込まれているか。	
	広報について、移住・就職センターの周知広報や若者等への訴求などが期待される内容となっているか。	
	仕様書に定める以外に、独自の有効な提案がなされているか。	
業務遂行能力 (各7点)	業務を実施するための体制は十分なものとなっているか。	21点
	業務の実施スケジュールは適切か。	
	過去に類似業務を受託した実績があるか。	
経済性	予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本業務を実施するための妥当な見積となっているか。	5点
事業者の取組 (各1点)	熊本県ブライ企業認定を受けているか。	4点
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21の認証、RE100の参加、再エネ100宣言 RE Actionの参加又は森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか。	
	熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか。	
合 計		50点

(3) 選定方法等

- ①審査は県が設置する審査委員会において、上記の審査基準に基づき審査を行い、委託候補者と次点者を選定する。
- ②参加事業者が1者の場合は、全ての審査員が合計得点を30点以上と評価した場合に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内を目途に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

(5) 契約方法

- ① 県は、委託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。なお、採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- ② 上記①の協議の結果、契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- ③ この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。

(6) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金を免除する。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

11 その他

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (4) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- (6) 県は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「5 受託事業

者の要件」に規定する要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (7) 企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。
- (8) 熊本県における当該業務に係る令和8年度当初予算が成立しなかった場合は、本業務を中止することがある。なお、中止となった場合、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。